

- ※ 次世代育成支援対策推進法に基づいて、北大阪医療生活協同組合では、下記の通り令和7年4月に行動計画を策定しました。

北大阪医療生活協同組合 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 男性職員の育児休暇取得率を70%以上にする

＜対策＞

- 令和7年4月～ 男性職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。

目標2：全職員毎月の平均残業時間を10時間以下にする

＜対策＞

- 令和7年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和7年4月～ 各部署において業務の改善を行い、時間外労働の削減を図る。

目標3：年次有給休暇の取得について個人差をなくし、全体の取得率を80%以上とする

＜対策＞

- 令和7年4月～ 管理者が年次有給休暇の取得状況の把握をし、取得率が低い職員に対して計画的な取得を促す。